

第3 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

(1) 農道・林道の維持管理体制

インフラ長寿命化基本計画では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの高齢化が進展する一方で、国、地方を通じ職員定数の削減が進む中、その維持管理を担当する技術職員が不在、又は不足する地方公共団体が存在するなど、維持管理に係る制度や体制について、我が国全体として十分とはいえないとの指摘もあるとされている。

農道・林道は、道路ネットワークの中心を占める道路法上の道路の約4分の1に相当する規模に及ぶ総延長を有するインフラであるが、その管理者については市町村のほか、土地改良区や森林組合といった小規模な団体も一定数みられるところである。

こうした農道・林道の維持管理体制は、その利用目的や交通需要等に応じた規模となっていることが想定され、当省の調査結果によれば、維持管理担当職員が1名以下であったり事務系職員のみであったりする管理者が、それぞれ農道で約2割、林道で約3割みられた。

(2) メンテナンスサイクルの確立

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、社会・経済情勢の変化を反映しつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続ける必要がある。一方、厳しい財政状況等を背景に、農道・林道の維持管理体制の充実・強化が必ずしも期待できない中、現状の限られたリソース（予算面・人員面・技術面）を前提として、実効的かつ現実的な維持管理を行っていくことも必要となる。

インフラ長寿命化基本計画においては、インフラ機能の確実かつ効率的な確保のための方策として、メンテナンスサイクルの構築が求められている。しかしながら、当省の調査結果によれば、各管理者において、予算不足や技術力不足を主因として、点検・診断、修繕・更新等が十分に実施できていない例がみられるなど、農道・林道のメンテナンスサイクルの構築はいまだ途上段階にあるといえる。

その背景には、前述のとおり、決して潤沢とはいえない維持管理体制がうかがわれるところであるが、これは、農道・林道の維持管理の瑕疵に係る管理者の法的責任を必ずしも免ずるものとはならない。そのため、第三者に委託して点検等を実施する可能性も考えられるが、農道・林道は道路法上の道路と比較して概して小規模であるためスケールメリットが発揮しづらい。よって、農道・林道の管理者が自らコストを縮減しつつ効率化を図っていくことには、一定の限界があると考えられる。

一方、当省の調査結果によれば、市町村内部において農道・林道の維持管理部署が道路法上の道路の担当部署と連携して点検を実施している例や、他市町村の農道・林道の維持管理部署と連携して地域で一括して点検を実施すること

で維持管理コストの縮減を図っている例がみられた。このように、既存の「国一都道府県一市町村等」の「縦の連携」のみならず、道路法上の道路の担当部局や他市町村の農道・林道部局との「横の連携」を強化していくことは、農道・林道のより効率的・効果的な維持管理の実現に資する取組として有効と考えられる。

また、当省の調査結果によれば、過去の点検・診断結果が十分に参照できない状態となっている例がみられた一方、当該結果に基づく施設の状態や設備の損傷等を踏まえつつ点検の内容・頻度を機動的に見直している例もみられた。農道・林道の維持管理の実効性等を向上させる観点から、前回の点検記録を踏まえて次回の点検等の重点化を図るなど、過去の点検・診断結果を有効に活用することが求められる。

(3) 適正な個別施設計画の策定

今後、老朽化等が進展する農道・林道に対して、利用者等の安全を確保しつつ、限られたリソースを効率的・効果的に活用して必要な管理責任を果たしていくためには、メンテナンスサイクルの確立が急務であり、中長期的な視点に立ったコスト管理を図っていくことが不可欠である。

インフラの維持管理には、50年、100年といった中長期にわたる維持管理が必要となる一方で、その点検等の実施体制は、職員の人事異動や委託先の変更等により流動的である。そのため、中長期にわたって効率的・効果的な維持管理を実現していくためには、できる限り早期の段階から、適正な個別施設計画に基づく計画的な維持管理を図っていくことが重要である。

農道・林道に係る個別施設計画の策定割合は年々上昇しているが、当省の調査結果によれば、策定されるべき個別施設計画が台帳の不備により策定されていないか、記載内容が不十分となっていたりするなど、必ずしも中長期にわたる維持管理に資する計画内容となっていないものがみられた。

中長期にわたるインフラの維持管理に当たっては、各管理者における個別施設計画の策定割合の一層の上昇を図るとともに、施設の老朽化の進展状況等を踏まえて個別施設計画を適時適切に見直していくことが必要である。特に、個別施設計画の策定初期段階である現時点において、そうした不十分な記載を確実に把握し、速やかに是正していくことが、今後の効率的・効果的な維持管理を図るための礎となる。

そのために、同計画の内容面について関係機関が技術的助言や研修等を実施することにより各管理者の意識を高めることは、有益な取組となると考えられる。

(4) 併用林道等における情報共有の推進

林道の維持管理に当たり、国（森林管理署等）と市町村等とが協定を締結し、既設の市町村道や民有林林道等を、その管理者と協議の上、国有林林道に準じて取り扱うこと等とする「併用林道」の制度がある。

当省の調査結果によれば、併用林道上の同一の施設について、国と市町村等とがそれぞれ別個に定期点検を実施し、かつ、各点検結果に係る情報が両当事

者間で共有されていない例や、そもそも市町村等が数十年前に締結した併用林道協定の存在を十分に認識していない例がみられた。こうした実態は、併用林道協定の両当事者である森林管理署等と市町村等との間で、十分な意思疎通が図られてこなかった結果であることがうかがわれる。今後、効率的・効果的な維持管理を図り、利用者の安全等を確保していく上で、両当事者間での定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進を図る必要がある。

また、こうした複数の管理者が関わる施設は、併用林道に限られるものではなく、例えば、行政区域境に存在する農道・林道施設を共同管理している場合などもある。当事者間での意思疎通の在り方の改善という方向性は、そのような共同管理下にある施設の維持管理にも妥当し得るものと考えられる。

(5) 社会・経済情勢の変化や新たなニーズへの対応

農道・林道は、農業又は林業の生産基盤の整備、開発等を図ることを目的として造成され、戦後の農林業の近代化・機械化の進展と併せ、国民に対する食料の安定供給、農林業生産性の向上等に一定程度寄与してきた。しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化、農林業従事者の減少といった社会・経済情勢の変化を背景に農林業の構造も変わりつつあり、これに伴って、農道・林道の必要性等もまた変容してきている。

当省の調査結果によれば、農道・林道の一部にみられる高速道路跨道橋について、社会・経済情勢の変化に伴いほとんど利用されなくなっている一方で、その安全性を確保するための点検・修繕に要する費用が管理者への多大な負担となっている例がみられた。

インフラ長寿命化基本計画においても、インフラとしての必要性が認められる施設については社会・経済情勢の変化に応じた質的向上や複合化・集約化等を図る一方で、必要性が認められない施設については廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進することとされている。しかしながら、国土交通省の社会資本整備総合交付金では、老朽化した高速道路跨道橋の撤去を促進するためのメニューが拡充される一方で、農林水産省の農山漁村地域整備交付金においては、その性質上、地域の農林業の振興に必要な農道・林道の整備・保全対策への活用は可能となっているものの、単純撤去のための活用は認められていない。このことは、社会・経済情勢の変化に伴い必要性が低下し、その維持管理コストに見合わなくなった施設であっても、管理者が廃止・撤去に踏み切れなくなる一因となっている。

こうした問題は、高速道路跨道橋に限られるものではない。今後、農林業を取り巻く社会・経済情勢の変化に伴う農道・林道の必要性等の変容を念頭に置きつつ、存置する必要性が認められなくなった施設に対しては、各管理者における廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施する必要があると考えられる。

2 勧告

農林水産省は、農道・林道における維持管理に関し、利用者等の安全を確保しつつ、その維持管理体制の実態に即したより効率的・効果的なメンテナンスサイクルの確立及びそれを通じた適切なインフラマネジメントの実現を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 点検・診断・修繕・更新の着実な実施を図るため、各管理者の予算・人員・技術力の現状を踏まえた必要な支援等を検討・実施するとともに、点検等により得られた知見の一元的な記録・管理及び次期点検等への活用を推進すること。
- (2) 個別施設計画の策定対象施設を確実に把握する観点から、その基礎となる農道台帳・林道台帳の的確な整備・更新等を促すとともに、個別施設計画の内容の適正化を図るため、必要な技術的助言等を実施すること。
- (3) 併用林道を含め、複数の管理者が維持管理に関わる農道・林道施設については、関係する管理者間における定期点検等に係る役割分担の明確化や点検結果等に係る情報共有の推進等を図ること。
- (4) 社会・経済情勢の変化等を踏まえ、農道・林道施設の利用状況を把握するとともに、必要性が認められなくなったものについては、その廃止・撤去に向けた支援等を検討・実施すること。